

山手営業所の事業改善状況について

弊社山手営業所は、平成 20 年 12 月 1 日に関東運輸局神奈川運輸支局により経営に係る旅客自動車運送事業の監査(巡回監査)を受け、次の指摘を受けました。

<指摘事項>

1. 運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと。

(道路運送法第 27 条第 1 項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)

●具体的事項

- 年間指導教育計画表の内容の一部不適切
- 年間教育計画と実際の月例教育計画との一部齟齬
- 新任教育項目の一部不適切
- 月例教育の全乗務員への受講不徹底(一部未受講乗務員があった事)

以上の指摘により、平成 21 年 2 月 9 日付「警告書」を受けたのち、平成 21 年 4 月 22 日付けで「改善報告書」を提出するとともに神奈川運輸支局にて呼び出し監査を受けた結果、改善状況が認められ、同改善報告書も受理されました。

※今回の指摘による自動車等の使用停止処分等の行政処分はありませんでした。

(違反点数は 0 点)

以上